

修士論文（要旨）

2018年1月

万引きをしてしまう高齢者の背景を探る

指導 杉澤 秀博 教授

老年学研究科

老年学専攻

216J6004

笠井 智貴

Master' s Thesis (Abstract)

January 2018

A Study of the Socioeconomic Backgrounds of Elderly Shoplifters

Tomoki Kasai

216J6004

Master' s Program in Gerontology

Graduate School of Gerontology

J. F. Oberlin University

Thesis Supervisor: Hidehiro Sugisawa

第1章	はじめに	
1.1	問題関心	1
1.2	高齢者の万引きの背景に関する既存研究	2
1.2.1	全体像	
1.2.2	貧困	
1.2.3	孤立・単独世帯	2
1.2.4	ソーシャルキャピタル	3
1.2.5	高齢者と若年者の背景の違い	3
1.2.6	既存研究の課題	3
1.3	目的	3
第2章	研究方法	
2.1	分析資料	3
2.2	分析方法	4
第3章	結果	
3.1	65歳以上と65歳未満の万引きによる都道府県別検挙割合の平均値、 標準偏差および両指標の相関	4
3.2	万引きによる検挙割合と都道府県別特性との相関係数	4
第4章	考察	5

引用文献

図

資料

第1章 はじめに

長年、規範意識を持って日常生活を送ってきたはずの高齢者が、何故、高齢期になって、万引き等の窃盗犯罪行為を行ってしまうのか。高齢者特有の動機や行動を把握し、その背景や原因を探り、未然の防止に役立てることは意義のあることと考える。既存研究においては、高齢者の万引きについての研究蓄積が乏しいことが明らかになった。その理由としては、一般の研究者が事犯事例に直接にアプローチすることが極めて困難なためと考えられる。次善の策として、都道府県別を分析単位として、犯罪の検挙割合などの地域格差（主として都道府県別）が地域特性とどのように関連しているかを分析することで、犯罪の背景要因にアプローチする研究が行われている。しかし、高齢者の万引きについては、このような方法論を用いた研究がほとんどない。加えて、高齢者とそれ以外の者との背景の違いについては、犯罪全体の分析も含め研究が行われていない。

本研究の目的は、65歳以上の万引きによる検挙割合の都道府県別格差と、都道府県の社会経済特性との関連を分析するとともに、その関連性が65歳未満を対象とした場合とどのように異なるかを分析する。

第2章 研究方法

2.1 分析資料

都道府県別の万引きによる検挙者数については、2007年から2016年までの年別・都道府県別の万引き検挙人員及び65歳以上の万引き検挙人員のデータを、警察庁から提供を受けた。

都道府県別の社会経済特性については、既存研究を参考に、①人口構造、②治安、③経済水準、④社会関係、⑤行政、⑥商業環境を取り上げ分析した。

2.2 分析方法

1) 万引きによる検挙指標の作成

都道府県別の万引きの検挙件数の相関では、近接年次では高い相関を示しているが、5年も開くと相関が低くなる。すなわち、検挙件数は年次によってかなりの変動がみられるので、都道府県別の分析で、5年間（2007～2011年と2012～2016年）の検挙件数を合算し、それを指標化した。

2) 万引きによる検挙指標に関連する都道府県特性

2012～2016年の合算検挙割合と都道府県別の社会経済特性との相関係数を算出した。さらに、有意な相関係数については、他の特性を考慮した上でも当該特性が有意な効果を持つか否かを評価するため、重回帰分析を行った。分析は、65歳以上と65歳未満をそれぞれ別々に行った。

第3章 結果

3.1 65歳以上と65歳未満の万引きによる都道府県別検挙割合の平均値、標準偏差および両指標の相関

65歳以上の万引き割合（2012～2016年の合算）の平均は、人口1万人に対して8.5人であった。この割合を2007～2011年の割合（9.6人）と比較すると有意に低下していた。さらに、65歳未満（5.5人）との比較では、65歳以上が有意に高かった。

都道府県別割合の標準偏差を、65歳以上と65歳未満で比較すると、2012～2016年では、

65 歳以上が 65 歳未満と比較して有意に標準偏差が小さかった。2006～2011 年においても、65 歳以上が 65 歳未満と比較して標準偏差が小さい傾向が見られた。

65 歳以上の万引きによる検挙割合の 2007～2011 年と 2012～2016 年の相関係数を見ると、0.672 であり、5 年間の間にはかなりの変動が見られた。他方、65 歳未満の相関係数は 0.828 であり、65 歳以上と比較すると変動が少なかった。高 65 歳以上と 65 歳未満の万引きによる検挙割合の相関係数を見ると、2007～2011 年では 0.806、2012～2016 年では 0.736 であり、共通する要因が作用していることが示されている。

3.2 万引きによる検挙割合と都道府県別特性との相関係数

万引きによる検挙割合と都道府県別特性との相関については、65 歳以上については、有意な相関係数は見いだされなかった。65 歳未満については、10%未満の有意水準でみると、高齢化率が高い、警察官数／人口が少ない、刑法班の認知件数／人口が低いという都道府県で、万引きの検挙割合が低いという関連が見られた。

第 4 章 考察

本研究では、都道府県別を分析単位として、万引きの検挙割合の都道府県による格差が都道府県の社会経済特性との関連を分析することで、高齢者の万引きの背景要因にせまろうとした。分析に際しては、貧困、孤立、ソーシャルキャピタルなどが万引きに影響しているという仮説に基づき、それらを測定できる都道府県別の指標で万引きによる検挙割合との相関係数を算出した。

分析の結果、65 歳未満については、10%有意水準ではあるものの、高齢化率が高い、警察官数／人口が少ない、刑法班の認知件数／人口が低いという都道府県で、万引きが多いという結果が得られた。その因果の解釈は慎重であることが必要であるが、都市化が 65 歳未満の万引きを誘発する要因であることが示唆されている。しかし、65 歳以上では、いずれの都道府県の特長も万引きの検挙割合に有意な相関 ($P<.10$ を含め) を持っていなかった。つまり、本研究では、高齢者の万引きの背景として指摘されてきた貧困、孤立、さらに万引きの抑止の要因として位置づけられるソーシャルキャピタルの影響を支持する結果を得ることができなかった。理由として、第 1 には、本研究で用いた指標データそのものが万引きをきちんと捕捉できず、社会経済特性の影響が過少評価された可能性があること、第 2 には、高齢者の万引きは社会経済的な背景よりも、疾患が背景にあるのではないかという可能性も考えられる。

引用文献

- 1) 黒津康司：高齢者犯罪と警察行政上の課題．福島学院大学研究紀要第 50 集, 11 - 22 (2015)
- 2) 大竹文雄・小原美紀：失業率と犯罪発生率の関係、時系列および都道府県別パネル分析. OSIPP Discussion Paper , DP-2010-J-007 (2010)
- 3) 法務省：第二部特集高齢犯罪者の実態と処遇, (2008)
- 4) 山口寛峰：情勢説明②高齢者犯罪の現状. 第 3 章社会安全フォーラム高齢者犯罪の実態と対策, (2013)
- 5) 湯川順子：社会的孤立への視点. 一高齢者を中心に一; 龍谷大学大学院研究紀要. 社会

- 学・社会福祉学 龍谷大学大学院研究紀要. 社会学・社会福祉学, 19, 57 — 71, (2012)
- 6) 石田祐: ソーシャル・キャピタルが地域の犯罪リスク認知に与える影響. —JGSS-2006 による実証分析—; 日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集, vol. 9, pp. 73-92. (2009)
 - 7) 佐々木真郎: 情勢説明①高齢者犯罪の実態. 第3章; 社会安全フォーラム 高齢者犯罪の実態と対策, 193 (2013)